

杉並区総合計画等の修正に関する基本方針について

杉並区総合計画・実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画・区立施設再編整備計画（以下「計画」という。）について、計画の策定後の社会経済環境や事情の変化等を機動的に反映させるための毎年度修正を行うとともに、新区長就任に伴い早急に対応を要する内容に関する部分修正を行うため、別紙のとおり基本方針を定めましたので報告いたします。

1 令和4年度における修正に係る基本的考え方（別紙「杉並区総合計画等の修正に関する基本方針」の2参照）

- 社会経済環境の変化等に伴う修正に加え、施策目標の達成に向けて、取組の充実を図る場合や施策推進に有効な新たな事業に取り組む場合等の理由による修正も可能とする。
- 令和4年度については特例的対応として、新区長の公約等を踏まえ、令和5年度から新たな取組として計画に盛り込み開始すべきもの、令和5年度以降の取組を早期に修正する必要があるもの等について計画の部分修正を行うものとする。
- 修正による歳出増を伴う場合は、スクラップアンドビルドの視点で取組全体を見直すことを徹底し、計画経費の修正を要する場合は、次年度以降の財政計画に反映させることとする。なお、翌年度の取組等に関するものは、翌年度当初予算の予算編成過程において必要な調整を図ることとする。

2 各計画における令和4年度修正の主な考え方（別紙「杉並区総合計画等の修正に関する基本方針」の3参照）

- 現在の総合計画の施策体系（29 施策）、区政経営改革推進基本方針、協働推進基本方針、デジタル化推進基本方針は変更しない。施策指標の目標値については、上方修正は必要に応じて行うこととするが、下方修正は原則として行わない。
- 実行計画事業の廃止は原則として行わず、新設する場合は、施策目標や施策指標の達成に向けた寄与度の高い事業とすることを原則とする。取組の充実を図る場合や施策の目標達成に有効な新たな事業に取り組む場合等については、事業量の拡充や項目の追加等の修正を行う。
- 区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画の取組の廃止は原則として行わない。取組の推進を図る場合や新たな内容に取り組む場合等については、各計画の取組内容の拡充や追加等の修正を行う。
- 区立施設再編整備計画（第2期）については、第1章から第6章は変更せず、取組内容やスケジュールについては、必要に応じて修正を行うこととする。

3 区民意見等の聴取（パブリックコメント）について

令和4年度に行う毎年度修正は、新区長の就任に伴う計画の「重要な改定」と位置づけるべきであることに鑑み、条例に基づく区民等の意見提出手続を実施する。

4 令和5年度以降の対応等について

- 令和6年度に実施することとしていた計画の見直し（改定）については、令和5年度に前倒しして実施することとし、次期実行計画の計画期間については、令和6年度を始期とする令和6年度～8年度の3か年とする。
- 各部における個別計画の取り扱いについては、個別計画ごとに別途検討する。

5 今後の主なスケジュール（予定）

別紙「杉並区総合計画等の修正に関する基本方針」の7のとおり

杉並区総合計画等の修正に関する基本方針

1 趣旨

令和4年度を始期として策定した、総合計画・実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画・区立施設再編整備計画（以下「計画」という。）においては、3年ごとの改定に加え、計画の策定後の社会経済環境や事情の変化等を機動的に反映させるため、必要に応じて毎年度修正を行うこととしたところである（「新たな総合計画等の策定等に関する基本方針」R3.4/13）。

これを受け、令和4年度からは、当初定めた計画と、実際の取組内容や事業量等に乖離が生じている場合、または見込まれる場合に、それらを解消する観点等から、計画の毎年度修正を実施することとする。

- ※ 令和4年度については、毎年度修正と併せて、新区長の就任に伴い、区長公約等を踏まえ、早急に対応を要する内容に関する部分修正を行うこととする（下記2②）。
- ※ 令和6年度に実施することとしていた計画改定（見直し）については、新区長の公約の実現等を念頭に置き、令和5年度に前倒しして実施することとする（下記5）。

2 修正に係る基本的考え方

① 毎年度修正の基本的な考え方

- 毎年度修正に当たっては、社会経済環境や事情の変化等に伴う乖離の解消という理由にとどまらず、施策目標の達成に向けて、取組の充実を図る場合や施策推進に有効な新たな事業に取り組む場合等の理由による修正も可能とする。ただし、計画内容の安易な下方修正は原則として行わない。
- また、修正による歳出増を伴う場合には、スクラップアンドビルドの視点で取組全体を見直すことを徹底する。その上で、計画経費の修正が必要となる場合には、次年度以降の財政計画にその内容を反映させることとする。
- なお、毎年度修正する内容のうち、翌年度の取組や事業に関するものは、翌年度当初予算への反映を図る方向で、予算編成過程において必要な調整を図ることとする。

② 令和4年度の毎年度修正における特例的対応

- 令和4年度に実施する、新区長の公約等を踏まえた計画の部分修正の内容は次のとおりとする（財政計画、翌年度当初予算への反映に関する考え方は2-①と同様）
 - ・ 令和5年度から新たな取組として計画に盛り込み開始すべき内容【新規の取組】
 - ・ 現計画に掲げている取組のうち、公約等に基づく方針の下、令和5年度以降の取組を早期に修正する必要があるもの【取組の修正】
 - ・ 現計画に掲げている取組のうち、公約等に基づき、取組の方向性についてあらためて検証を行うもの【検証の実施】
- ※ 検証を実施する取組については、令和5年度に行うこととする計画の見直し（改定）（下記5）の際に、検証結果を踏まえた取組を適切に計画に反映していく必要があることに留意する。

3 各計画における令和4年度修正の主な考え方

① 総合計画

- 現在の施策体系（29 施策）は変更しない。
- 区政経営改革推進基本方針、協働推進基本方針、デジタル化推進基本方針は変更しない。
- 施策指標の見直しは原則として行わない。ただし、施策目標の達成に寄与する新たな指標の設定が可能な場合は、必要に応じて追加を行う。また、現在の指標に比べより適した新たな指標の設定が可能な場合は、必要に応じて指標の入れ替えを行う。
- 施策指標の目標値については、実績及び実行計画の事業量の修正等を踏まえた上方修正は必要に応じて行うこととするが、下方修正は原則として行わない。

② 実行計画

- 計画事業の廃止は原則として行わない。
- 計画事業の新設を行う場合は、施策目標や施策指標の達成に向けた寄与度の高い事業（重点事業）とすることを原則とする。
- 事業量については、この間の実績などによる安易な下方修正は行わない。なお、取組の充実を図る場合や施策の目標達成に有効な新たな事業に取り組む場合等については、事業量の拡充や項目の追加等の修正を行う。また、計画策定後の状況の変化等による年次計画スケジュールの修正についても必要により行うこととする。

③ 区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画

- 取組の廃止は原則として行わない。
- 各計画の取組内容については、この間の実績などによる安易な下方修正や削除は行わない。
- 取組の推進を図る場合や新たな内容に取り組む場合等については、取組内容の拡充や追加等の修正を行う。
- 取組内容の年次計画スケジュールについては、計画策定後の状況の変化等により必要に応じて修正を行うこととする。

④ 区立施設再編整備計画

- 区立施設再編整備計画（第2期）の第1章から第6章は変更しない。
- 第1次実施プランの取組内容やスケジュールについては、計画策定後の状況の変化等により必要に応じて修正を行うこととする。

4 区民意見等の聴取（パブリックコメント）について

毎年度修正にあたっては、原則として、条例に基づく区民等の意見聴取は行わないこととするが、令和4年度に行う毎年度修正は、新区長の就任に伴う計画の「重要な改定」と位置づけるべきであることに鑑み、条例に基づく区民等の意見提出手続を実施する。

5 令和5年度以降の対応について

- 当初の想定では、令和6年度に実施することとしていた計画の見直し（改定）については、新区長の公約の実現等を念頭に置き、令和5年度に前倒しして実施することとする。その際、次期実行計画の計画期間については、令和6年度を始期とする令和6年度～8年度の3か年とする（その後の実行計画期間は令和9年度～11年度で想定する）

- 令和6年度以降においても、策定後の社会経済環境や事情の変化等に伴い、必要に応じて計画の毎年度修正を行う。

6 その他

令和4年度の「修正」、令和5年度の「見直し（改定）」に伴う、各部における個別計画の取り扱いについては、個別計画ごとに別途検討する。

7 今後の主なスケジュール（予定）

令和4年	9月～10月	計画部分修正についての調査・各課ヒアリング
	10月～11月	査定・計画修正案決定、議会への報告
	12月	区民等の意見提出手続の実施
令和5年	3月	計画の決定、議会への報告 公表